

よって、議案第47号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第49号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○平 進介議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之予算特別委員長登壇)

○梅津善之予算特別委員長 おはようございます。

令和2年6月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第51号 令和2年度長井市一般会計補正予算第3号をはじめ、議案第52号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号、議案第53号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号の令和2年度補正予算案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、6月16日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、2人の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会であり

ますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第51号 令和2年度長井市一般会計補正予算第3号、議案第52号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号及び議案第53号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号の3件につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げます。予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第51号から日程第9、議案第53号までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第51号 令和2年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8、議案第52号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9、議案第53号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会付託の省略について

○平 進介議長 お諮りいたします。

これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第10 議案第54号 長井市新庁舎建築工事請負契約の一部を変更する契約の締結について外2件

○平 進介議長 それでは、日程第10、議案第54号 長井市新庁舎建築工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてから、日程第12、議

案第56号 令和2年度長井市一般会計補正予算第4号までの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第54号 長井市新庁舎建築工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年6月27日に議決をいただきました長井市新庁舎建築工事請負契約につきまして、契約の一部を変更する契約を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第55号 長井市新庁舎外構工事(第2工区)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、去る6月9日に執行いたしました入札の結果に基づき、契約金額1億5,070万円をもって株式会社梅津組代表取締役、佐藤常夫と工事請負契約を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、ご提案申し上げるものでございます。

議案第56号 令和2年度長井市一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1億6,936万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ237億4,404万1,000円といたすものでございます。

また、第2条の債務負担行為の補正、第3条、地方債の補正につきましては、それぞれ第2表、第3表のとおり変更いたすものでございます。

このたびの補正は、歳出におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業費及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費等を措置するほか、新庁舎整備事業の変更による増額と市民文化会館施設管理